

令和6年度第2回江東区みどりの基本計画後期改定委員会 議事録

日 時	令和6年11月14日（木）10：00～11：45
場 所	江東区文化センター 4階 第2・3会議
出席者	〈委員〉 島田 正文 （一般社団法人日本公園緑地協会 研究顧問）【委員長】 柳井 重人 （千葉大学 大学院園芸学研究院 教授）【副委員長】 橋本 敏之 （枝川2・3丁目町会） 八木澤 あや子 （区民応募） 葭葉 抄子 （区民応募） 美濃又 哲男 （みどりネット Koto 代表） 須永 俣子 （NPO 法人江東区の水辺に親しむ会 理事長） 佐々木 貴智 （NEC ソリューションイノベーション株式会社） 渡部 陽介 （清水建設株式会社 技術研究所） 小林 英忠 （第五砂町小学校校長） 渋谷 徹 （清掃事務所長（環境清掃部長代理）） 中尾 英樹 （地下鉄8号線事業推進室長（都市整備部長代理）） 石井 康弘 （土木部長） 青柳 幸恵 （教育委員会事務局次長） 〈事務局〉 大野 俊明 （管理課長） 清田 光晴 （河川公園課長） 管理課：浦、松井、中村 河川公園課：小塊、佐藤、前澤
次第	議題 （1）江東区みどりの基本計画（後期）素案について （2）その他
配布資料	・ 次第 ・ 委員名簿 ・ 委員座席表 ・ 資料1：江東区みどりの基本計画（後期）〔素案〕概要 ・ 資料2：江東区みどりの基本計画（後期）素案 ・ 参考1：第1回後期改定委員会における意見と対応 ・ 参考2：区民アンケート結果 ・ 参考3：地区別取組方針 取組状況 ・ 参考4：（仮称）江東区生物多様性地域戦略策定について ・ 意見等回答様式

開会

事務局

只今より、令和6年度第2回江東区みどりの基本計画後期改定委員会を開催する。

はじめに、事務局より連絡事項をお伝えする。本会議の内容については、議事録作成の都合上、またホームページ等を通じて会議内容を公開するため、録音、写真撮影をさせていただきます。

続いて、委員の欠席状況について報告する。立花委員、池田委員より欠席の連絡をいただいている。代理として、地下鉄8号線事業推進室の中尾室長、清掃事務所長の渋谷課長が出席している。

議題

事務局

これ以降の進行は、島田委員長にお願いする。

委員長

皆様、おはようございます。本日もどうぞよろしくお願いする。

まず議題に入る前に、本日の傍聴者について、事務局より報告をお願いする。

事務局

本日は、傍聴を希望している人はいないことを報告する。

議題（1）江東区みどりの基本計画（後期）素案について

委員長

了解した。

本日の議題はその他を入れて2件である。

議題1「江東区みどりの基本計画（後期）素案について」、事務局より説明をお願いする。

事務局

（資料1説明）

（資料2説明）

委員長

ボリュームのある素案で、読みこなすのが大変である。

素案に対する質疑を行う前に、柳井副委員長より今回の改定にも関係する国の動向につい

てお話しいただきたい。柳井副委員長は都市緑地法の改正に関わる国の有識者会議の座長を務められている。そのあたりについて詳しく、情報もたくさん持っておられる。

副委員長

別途資料を提供している。これは国の動向そのままというより、私の考えや伝えたいことを入れて作っている。私は行政官ではないので国の説明や国が何をやっているという説明を詳しく話すというよりは、自分の考えを含めて今の動向をお話しさせていただきたい。今日のみどりの基本計画の改定の背景にも関わってくるので、少し時間をいただいております。

1 ページの下のところであるが、およそこの3つが国際的、あるいは地球環境という形で言われている。気候変動、生物多様性、ウェルビーイング、これが大きな柱になっている。カーボンニュートラルにしていくという宣言をしているし、ネイチャーポジティブも重要なキーワードになってくる。ウェルビーイングも先ほど説明があった。気候変動、生物多様性、ウェルビーイングが国際的な課題になっているというのが1点目である。

江東区はまだ人口減少していない、むしろ増える傾向にあるかもしれないが、国内的に全体像を見ていくと人口が減ってきて、少子高齢化が進んでいく。そういう中で、都市ごとの課題が多分出てくる。管理放棄地とか、中心市街地とか、課題はその都市の置かれている状況によってかなり違うものが出てくる。日本で共通しそうなものが災害である。大きな地震が予想されていたり、気候変動による集中豪雨が起きたりしている。それから、住み続けてもらいたいということで、都市の魅力をどのように作っていくか。これらが共通した課題だと思う。

3 ページ目、そうした中で都市緑地法が改正された。2027 年には国際園芸博覧会が横浜で行われる。博覧会にはランクがあるらしいが、これは最高ランクの国際博覧会という位置づけになっているそうである。

都市緑地法の改正、27 年の EXPO、そういう流れの中で都市緑地に対する取り組みを主流化するチャンスではないかと考えている。もちろん普及啓発という側面も国際博覧会にはあるし、法律は改正されたが、これから動くというところであるので、そのあたりが重要だと思う。

4 ページ目、これは国土交通省から提供いただいた資料であるが、何を改正したのかということがこの 1 枚で表現されている。上のところは今言ったような大きな背景に関わるところである。先ほど話したものの以外では、ESG 投資といって、環境とか社会とかガバナンスにきちんと取り組んでいるところに投資を進めていこうというのが国際的な動きである。そういったものを都市緑地の整備に取り込めないかということも書かれている。

改正された都市緑地法の概要は、大きく3つある。1つ目は、国土交通大臣が基本方針を策定すること、都道府県が広域計画を策定すること、あるいは都市計画上の位置づけが書かれている。これは国主導による戦略的な都市緑地の確保に向けてきちんと上からやってい

こうということである。

2つ目は、簡単に言うと緑地の保全とその機能増進のための管理である。緑地の機能の増進を図るためにはきちんと再生・整備を行っていかねばならないので、それにお金をつけようという話である。それから、特別緑地保全地区というのがあるが、これに指定されるとそのエリアの緑地は保全されることになる。そのための買い入れや、いろいろな仕組みを使いやすくして、国として何 ha 指定するという目標まで立ててやることになっている。江東区には、特別緑地保全地区はない。

3つ目は、私が座長を務めてやったところであるが、民間事業者がこれから開発したり、民間事業者が持っている土地で緑地に対して取り組んでいたりするところをサポートしていきこうというものである。例えば民間事業者による緑地の取り組みについて、国土交通大臣が、これは優れた取り組みであるということを認定する。認定された場合、資金の支援がする。それから、国が認定するということなのでかなりインパクトがあると考えられている。そういうお墨付きをいただいた取り組みをやっているプロジェクトや企業は高く評価されて、ESG 投資や環境分野に関する投資が進んでくるといふ国際的な動きの中で、そこに資金が集まってきやすくなるということを想定して考えている。そういうことが今の世の中の動きになっている。

先ほどからグリーンインフラという言葉が出ているが、都市緑地というのは多面的な機能がある。これはよく皆さん言われるのだが、そういう緑地の機能を発揮させながらいろいろな課題を解決していくということ言えば、みどりや自然を使っているので自然的なプロセスで解決できるということと、もう 1 つは複数の課題に対して同時に解決できるということが特徴である。例えばコミュニティガーデンづくりは私の研究室でやっている。高齢化が進んでいる団地の中にコミュニティガーデンを作っている。そうすると見た目がきれいになるし、大葉などの食べられるものも植えてあると高齢者の皆さんも興味を持って活動に出てきていただける。草ぼうぼうだったところが庭になるということだけでなく、活動に出てきていただけるので、高齢者の孤立防止につながることや、保育園の子どもたちと活動を始めたが、そういう交流につながる。

今まで都市のみどりと言うと役所が持っている公園や駅広、河川のところで話をしていたが、今の世の中で言うと、民有地に含まれる土地でもパブリックにアクセスできるようになればみんなのみどりであるし、その都市のみどりになっていく。そこがきちんと確保されれば都市公園と何ら変わらない。もしかするともっと楽しいかもしれない。民間の領域を含めて一緒にやっていくというのがこれからの都市のみどりのあり方だろうと思う。

私が座長をやった民間事業者による良質な緑地確保の取り組みを国土交通大臣が評価・認定する制度では、何を評価すればいいか、どんな都市緑地がいいかということを考えた。

「TSUNAG」という愛称がついている。1 つは土地や地域特性の把握・反映ということである。これは自分の土地だけがいいということではなく、今ある状態、その自然環境や歴史、文化の文脈をくみ取った緑地になっているか。あるいは行政計画をきちんと把握し

て、それと整合を取って緑地を作っているか。こういうことまで要求している。逆に言うと、行政計画がしっかりしていないと民間企業は参照すべき行政計画がないという形になる。これも議論になった。

それから、みどりの基本計画も PDCA を回してマネジメントしているが、それをやっているとところがきちんとマネジメントできているか。あるいは事業を進めていく人たちがきちんと、例えば地域住民とコミュニケーションを取っているとか、情報開示しているとか、モニタリングを実施しているとか、ガバナンスができているか。そういうことをきちんとやっているみどりこそ評価に値する都市緑地であろうということを言っている。

その上に気候変動、生物多様性の確保、ウェルビーイングの公表という 3 つの柱が載ってくる。土地や地域特性の把握・反映、マネジメント、ガバナンスはやれて当たり前というところとして、ベースの項目として考えられている。その上の 3 つの柱については、置かれた状況によってその企業なりの取り組みがどこを重視するかということで変わってくるので、それぞれ点数をつけることになっている。最終的にそれによって地域の価値が向上しているのかということの評価することになっている。

これは「TSUNAG」という制度の評価であるが、実はこの中の議論というのは、都市公園でもどうようなことが言えるのではないかという話も出たりした。これからどういうみどりをつくっていったらいいのかということを考えるときの物差しになり得るのではないかと思っている。

ただ、実際の「TSUNAG」の制度自体は国が認定するので、かなり高いレベルのものしか認定されないことになっていると思っている。頂を高める方向に動いている認定制度であるので、すそ野を広げる方向ではなく、かなり厳しいものであるが、こういうことを目指して都市緑地を考えると参考にしていいただければと思う。

委員長

10 月 25 日に日本公園緑地協会が「ひろげよう、育てよう、みどりの都市」全国大会を開催して、その中で柳井先生が 50 分お話しされている。国土交通省の方が公園緑地に関する最近の動向を話されている。さらに柳井先生のお話を聞きたい方は、日本公園緑地協会のホームページで今月中は見ることができる。

また、都市緑地法が基本法で、それに基づいてみどりの基本計画ができている。それが改正された。あるいは新しい制度・政策も出ているということで柳井先生からお話しいただいた。その辺も含めてご議論いただきたい。

素案については、私も拝見したが、皆さんの意見をいろいろなところで反映させていっている。その辺も確認しながら、ご質問、ご意見を頂戴したい。

委員

区のみどり関係のポータルサイトをちゃんとしていただきたいという要望をかねがね持つ

ている。背景としては、例えば先日、東陽町地区のみどり、自然に対する活動をピックアップした。コミュニティガーデンやポケットエコスペース、企業がやっているところ、区役所のところ、学校など、いろいろなところでいろいろな形でいろいろな人たちがやられている。その情報がうまく集約されていなくて、ほかの人たちにも伝わりづらい。部会のメンバーの中でも共有されていない状況である。みどりから遠い区民の方からすると余計にわかりにくいと思っている。そういう状況を前に進めるための手立てとして、みどりのポータルサイトがあって、「江東区みどり」と入れると、そこに入っているいろいろな情報が手に入るという状況を作っていただきたいと思っている。

ポータルサイトと言うとホームページの話になるが、現状で言うと、若い方はホームページより Instagram とか LINE とか、使うツールがどんどん変わってきている。そういうことも踏まえながら地域のすべての人たちが情報を共有できるようなベースになるものを作っていただきたい。

事務局

部会でもどのようにみどりの情報を発信していくかということは議題に上がっている。みどりの窓口が江東区のホームページとは別にあると一番いいのだが、現在は、ホームページから検索して、区民の方がやっている情報、環境フェア等の行事を紹介しているところに飛ぶようにはなっている。しかし、あくまでホームページ上からなので、みどりに関しての専門サイトではない。まだ PR 不足であると感じている。今後どのように区民の方にみどりに関係する情報を発信していくかは課題になっているところである。

委員長

別の自治体の会議にも出ていて感じるが、みどりと公園分野は宣伝があまり上手ではない。何となくやって当たり前みたいな雰囲気がある。どこの自治体もお持ちなので、宣伝して、公園とかみどりは大切だということを市民区民に伝え、ファンをどんどん増やしたほうがいいと思う。今おっしゃったことはぜひやってほしいし、QR コードでそちらへ飛べるとか、いまどきの方法はいろいろあるのでぜひ慎重に検討いただきたい。

委員

すごくボリュームがあって、新しい取り組みも入れていただいて勉強になった。委員、委員長の話と関連して、情報集約のときに地図情報として整理していくことが重要だと思っている。区民や事業者伝えていくときに、どこに何があるのか。あとは、例えばエコロジカルネットワークのどこを強化していきたいのか。みどりの基本計画の地区計画だけ見てもわからないところもあったりするし、地域にどんな資源があるのかということも民間事業者ではわからなかったりする。デジタルのウェブ地図で見られるようにすることは、今後事業者、区民が緑化を検討するときの参考資料として重要だと思う。それがあ

と、民間企業の中でも、区としてこういう方向だからこういう緑化を提案していこうということを逆に企業の中で提案しやすくなるし、公的な計画に乗った上で取り組みをしていくという形で、民間の取り組みも後押ししていけるのではないかと思った。

委員長

ほかにいかがか。

委員

この計画は今の時代にアップデートをどんどんされていて、すごいと思っている。ただ、認知度という部分がまだまだである。校庭芝生化や、子どもが通う学校も最近リニューアルされていたが、そもそも知らなかったとか、私が住んでいる住宅の周りのみどりの話でも、周りの家族は何の除草剤がいいとか、そういう話がメインで、みどりを排除するほうに思考が行っている現状がある。

先生たちにお伺いしたいのだが、令和2年から計画が始まって4年経過しているが、これが個々に認知されるまでにどのくらい時間がかかるのか興味がある。例えばドイツだと木1本にも人権があったりする。そういうことは歴史的なものも関係しているのか、日本は台風や川の氾濫や災害が多いので、自然に対してネガティブなイメージがどうしても起きやすいからなのか、そもそもPRが足りないのか。

副委員長

それに関する客観的なデータとか根拠というのは多分ないのだが、私の思っている実感で言うと、日本はすごく雨が降って、みどりは簡単にできてしまう。気候という観点で言うと、みどりは1回なくなっても、また生えてくる。そういうところがあるので、雨が少ないとか、みどりが壊れた後にすぐ修復できないところと比べると、多分そういう感覚があるのではないか。身近にすぐできてしまうので、そんなに大切に守って継承していかなければいけないものという意識が薄いのではないかというのが1つである。

私も委員長もいろいろな自治体に行ってみどりのことをやっているが、日本国内でも少ないところはすごくみどりに飢えていて、とても大切に育てたいとか守らなければいけないという機運が出てくるのだが、そうでないところはわりとすぐ手に入ってしまうので無関心なところがあるのではないか。

みどりの基本計画の施策について、これを全部読んで理解できるかというと、厳しい気がする。CITY IN THE GREENというのが江東区のみどりの大切さをアピールする言葉になっていると思う。みどりの基本計画で言うと、重点的なプロジェクトや、将来像が見えるところに向かってみんな一緒にやっていこうというイメージや可視化したものがあると、これを全部説明するよりアピールの効果はあるだろうと思う。ただ、それが刺さるところは人によって違う。集合住宅で大木を大切にするというところに刺さる人もいるし、

生き物の話やコミュニティガーデンが刺さる人もいる。そこはなかなか難しいと思う。情報を広報するとか普及するということの工夫が必要と思う。今の人たちは関心を持ってホームページを見にいくという情報の取り方よりは、自分が興味を持っているある程度の範囲があって、そこに流れてくるたくさんの情報の中で引っかけたものだけ見るというのが今の見方なので、さっきおっしゃった情報のことに関しても、そういう方向を考えたほうがいいと思う。

委員長

難しい質問であるが、我々の分野でも昔から質問にあったようなことは話がある。例えばヨーロッパは狩猟民族で、日本は農耕民族であり、民族の違いがある。江戸時代ぐらいまでを振り返ると、まちなかには街路樹はなかった。街道筋には旅人の休憩場所のような、日光の杉や東海道の街路樹などがあった。まちなかでは鉢物を楽しんだりしていた。江東区は下町で、アサガオを競ったりした。街路樹は、明治にヨーロッパの文化が入ってきて、日本人がこれはいいということで持ち込んだ文化である。そこで大きく早く育てようと思って植えたのが、結果的には大きくなりすぎた。そもそも道路事情が違う。日本は歩道が狭い。造り自体も、日本流にやったのでなかなか難しい。経済優先なので、どうしても木を切って建物を優先にする。ヨーロッパは法律で規制されている。

難しい質問であるが、早めに区民にお知らせして根づくようにしていく。何年後にはできるというのは難しい。木を植えれば、その木が立派になるのは5年後である。そういう尺度で言えば、5年がひとつの目安になる。

委員

PRについて、ホームページの話が出ていたが、LINEとか、区報もリニューアルして読みやすくなっている印象がある。江東区はみどりを大事にしているということをどんどんPRしていただきたい。

委員

住民に対してのPRがこれからの課題だと思う。資料を見て、行政は一生懸命考えているということが果たして住民にどれぐらい伝わっているか、ギャップを感じる。うちの団地には樹木が60本以上あったが、この夏、簡単にケヤキを6本伐採、剪定した。そういうみどりに対しての不安があったが、行政も伐採することがあるわけである。例えばケヤキが倒れそうとか、そういうときにはいきなり伐採するのかどうか。ちゃんとPRしてからとか、情報を知らせてから伐採するのかが気になった。

サクラの伐採のときに看板がかかっていた。このサクラは高齢のため寿命なので、樹木医が伐採する必要があると診断したので何月何日に伐採するというプレートがかかっていた。それを見たときに、行政は本当に樹木を大事にして、やむを得ないで切ることが住民にも

伝わった。伐採するときにはいきなり伐採ではなく、そういう方法もあると思う。

江東区は樹木を伐採するときに届出制度があるということで、うちの管理者にそれを知らせたところ、届け出はしない、責任は私が持つと言った。別に届けなくてもいいのではないかと、面倒なので届けないということを言ったので、罰金が 30 万円かかると言ったら、慌てて届けたという実態がある。

せっかくの樹木を守るための制度というのをどんどん整備してほしい。私も意見として出したが、江東区は条例等の問題があり、なかなか難しいというコメントが書いてあった。しかし、ほかの区では、例えば杉並区、目黒区あたりは届出制度のときに、事前協議、現地立会調査を実施してくださいであるとか、練馬区では伐採理由書が必要である。江東区は、簡単に届出を出せば許可するという段階であると思うが、樹木を保全するという観点から制度を条例改正して、理由書を出すとか、行政と住民、管理者、事業者との事前協議とか、指導するとか、指導ができるというように練馬区はされている。練馬区は 23 区内では緑被率、緑視率が一番だと思う。そういうことでみどりを保全するということがあると思う。ぜひ行政のほうにも頑張っていただいて、制度的にも守っていただきたい。

それと、保護樹林も目標を持って、予算化し、保護樹林を多くする。うちの団地も保護樹林が多かったら全部保護樹林でもいいぐらい。まちなみ景観賞をもらっているのだから、全部保護樹林だったら簡単には切れない。本当に伐採の必要のあるケヤキは仕方がないが、今回は伐採する必要はなかったので、制度をぜひお願いしたい。

委員

当社は新木場駅前ではハーブガーデンのプロジェクトをしている。数年前、コロナ禍前までは近隣の幼稚園や保育園と一緒に連携しながら清掃活動や植栽をやっていたが、コロナ禍においてそういったつながりが切れてしまった。いろいろなところで話を聞いていると、活動されている団体も高齢化が進んでいるということを知っている。資料にも、小学校や学校との連携をうたわれているので、次世代へつなげるためにも学校や若手世代との連携やアピールを強くしていただきたいと思っている。事業者としても小学校や幼稚園への働きかけをしているが、公共団体から働きかけていただくにより信頼性が増すと思うので、そういうことを希望したい。

委員

私が委員に選ばれた背景が何であるか考えたのだが、今ちょうど地下鉄 8 号線の延伸ということで、新しくできる新駅の枝川に住んでおり、まちづくりの中でみどりの部分が盛んに取り上げられていることが、私がここに来た意義があったのではないかと考えている。まちづくりの中で見てみると、私のまちはすべてが運河に囲まれている地域である。その地域の中で運河を見てみると、残念ながら雑草が生えている状況、それが刈られる繰り返しになっている。そこに花や低木は全くない。管理されていない現状である。まちの中で

考える方向性では、みどりという部分を大きく増やすこと、うるおいや憩うという感じの中に持っていきたいと思っている。

もう 1 つ、公園について、辰巳、有明には大きな公園があるが、私どもの地域には豊洲のほうへ抜けていく道路際にある緑地帯の 1 本線に囲まれているだけである。大きなみどりが無い。まちの中には小さな公園が点在しているだけで、そこにいろいろな樹木があるのだが、歳を取ってきたということで切られていることが多い。切られるのはしょうがないと思うが、切られた後、そこに植えることが全くない。全部切られていくと、根っこだけが残っていくという現状である。残念である。まちづくりというのは公園もやらなければいけない。緑地を増やすためにもやらなければいけないという課題が山積みの地域である。この話につながるかわからないが、お願いしたい。

委員長

樹木の更新や公園の話があったが、樹木の更新はおっしゃるとおりである。最近、日野の事件など、いろいろな事件があった。木が大きくなりすぎたら、あるいは古木、老木化してしまうと切らざるを得ない。人の命のほうが大事である。その代わり、その木を無駄に燃やすと CO₂ が出てしまうので、うまく使う。それから、更新をやっていかないと柳井先生の話に沿わない状況になる。うまく計画的に更新していくことが大事だと思う。公園の樹木、街路樹しかりである。十分考えていきたい。この計画の中によく見ると書いてあると思う。

小規模公園はおっしゃるとおりだと思うが、幸い江東区は 1 人当たりの公園面積が 8 m² 強ある。国全体では 10 m² であり、23 区で 3 番目である。江戸川区も昔から区長が熱心で、運河沿いに公園を作ったりされているので多い。江東区は 8 m² あるというのは、国営公園の防災公園がある。木場をはじめとした都立公園もある。海上公園もある。区立公園だけ見るとちょっと寂しい気がする。今おっしゃったのは区立公園のことだと思う。より一層頑張ってください。最新の区民のトレンドに合った公園づくりをやられているので、そういう場も見えていただければと思う。

ついでに申し上げますと、委員が言われたのは地区別の方針である。5 章まで読み込んで息切れしてしまう。地区別取組方針の 6 章まで見ていただくというのは結構息切れするが、皆さんお住まいのところに関わってくるので、よく見ていただきたい。資源とか自然、歴史文化は住んでいる方が一番よくご存じなので、こういうものがあるのではないかなどのご指摘をいただきたい。都市マスタープランとの整合もあるので、皆さんのご意見がすぐ反映されるかはわからないが、地区別取組方針についてもぜひお目通しいただき、ご意見をいただければ幸いである。

ほかにいかがか。

委員

今の地区別取組方針のところであるが、緑化指導をされるときに地区方針図と一緒に渡されるのか。

事務局

方針図は渡していない。

委員

みどりの基本計画改定の全体を読んだときに、新しく取り組みをする事業は大事であるが、既存でも情報とか制度としても結構使えるものがたくさんあるのではないかと思う。例えば、方針図に関しても、緑化指導のときに、地区方針図だけ切り出して一緒に渡すとか、生物多様性のエコロジカルネットワークの話でも生物多様性配慮ガイドラインをやられていると思うので、ああいったものと抱き合わせで渡していくとか、運用を工夫することで今回のみどりの基本計画改定の方針に沿った取り組みができるのではないか。

委員

具体的な話で1つ要望がある。区民農園は1年契約で、ある区画を個人の方が利用している形である。農業の次世代育成という話もあったが、農体験が持っている意味合いがすごく高いのだが、そういうことがやれる場が江東区内にない。やれる可能性があるとする区民農園なので、あそこを単に個人利用にするのではなくて、コミュニティファームみたいな形で、田んぼの学校がずっとやられているような形の畑版として、そこで何年か継続的にいろいろな方が作物を作って、それをいろいろな形で利用することをしていただけないかという話を前にしたことがある。そのときには条例で決まっているという回答だったと思う。今回の中では難しいかもしれないが、そういった形で動いていただきたい。もう1つ、30年ぐらい前はみどりや環境に対して企業や経済が少なくとも対立的な構図だった。2000年以降で企業はCSRとかいって、最近で言うとSDGsということで、企業がわりと積極的にみどりとか環境に対して、特に大企業はそうなのだが、関心を持って積極的にやってきている。行政と企業がうまく取り組むような仕組みをぜひ作っていただきたい。

委員長

ほかにいかがか。

委員

今の委員のご意見で、企業との連携の場ということだが、今回の改定の目玉は、部会での連携・協働をどうしていくか、その位置づけをどうするかというところだと思っている。

部会に関しては、区民、区役所、区民団体、企業のプラットフォームの場としてかなり珍しい枠組みができていると思う。他区の方と話していても常々思っているところである。先駆的な取り組みだと認識している。

今回の改定の目玉のところで、部会はどういう役割なのか、今後どんな支援をしていくのかというところがどこに記載されているか読み取りにくい印象がある。教えていただきたい。

事務局

部会に関しては、具体的にこれから考えていかなければいけないと事務局でも考えている。新規事業として内部で検討している。新規事業の詳細が決まり次第、部会の位置付けや今後の取り組みについては記載していこうと考えている。現在、新規事業を財政当局と検討しているところで、おもてに出せない。決まり次第、委員会で報告する。

委員長

行政側からはいかがか。

委員

小学校長会の代表で来させていただいた。学校教育のための環境教育の充実ということが書かれている。「みどり教育」という言葉を初めて聞いた。環境教育と何が違うかわからない。

また、これから何を具体的にどうやって充実させていくのか。学校としてもやることが山ほどある。学校でも各教科で現在もやっているのが現実である。さらにプラスアルファでこれもこれもとと言われてしまうとつらいところである。環境ではないところからもこれやってくださいと来ているので、やりきれない。どの程度のものを意味しているのかお聞きしたい。

また、予算がどうしても必要になってくる。残念ながら予算がなかなかつかないところもある。その辺はどう考えているのか。

事務局

環境教育とみどり教育の大きな違いはない。大きい環境の中の 1 つであるみどり教育ということである。

事務局として学校にどのぐらいの期待をしているかということであるが、みどりに関して区民の認知が足りないということで、子どもに対しての PR が少ないのではないかということとは常々思っているところである。逆に先生方に教育をお願いするところであるが、事務局も学校の子どもたちに PR していかなければいけないと考えている。学校が教育のところでみどりを言うていただくのは当然ながら、それだけを期待するのではなく、我々が率先

して子どもに伝えていかなければいけないというところが強い意向である。

委員長

私の経験で申し上げますと、通常は総合学習、社会科、理科ということで自然やみどりがいかに大事かということをやられていると思う。今、事務局がおっしゃったように、行政のほうもある面お手伝いできると思う。

一番気になるのが建て替えのときである。これがほとんど顧みられないのが実情な気がする。小学校の思い出の木を切ってしまう場合がある。

予算がない、やることがたくさんあるというのもおっしゃるとおりであるが、学校に子どもは年間何日、6年間で何日行っているかを計算するととんでもない日数になる。子どもへの環境教育、自然教育というのはもう一度その辺の原点に立ち戻って考えていただきたい。建物は立派で、機能的、効率的、便利でよいが、学校を取り巻く自然というのは子どもの印象に残る。まして避難場所になったりする。どこの先生と話してもおっしゃることは大体同じである。実情は私もよく存じ上げているが、そこを何とかというのが私は教育の一環だと思う。昔は江東区の校庭のビオトープは全国で有名だった。行政のほうで応援されていたと思う。だんだんそういう方が少なくなって、あるいは学校側も自然大好きな校長先生が異動すると荒れ果てることがあり、最近はあまり話題にならない。ほかにいかがか。

委員

今回、基本計画の改定ということで、区がやっている事業に対して委員の皆様からいろいろなご意見を頂戴した。事業のほうについては予算があったりするが、行政がやることについては今後いただいたご意見を参考にしていいろいろ検討できればと思っている。

令和2年からの計画でも情報発信の項目というのは施策の中に入れていたが、今回改めて戦略的な情報発信という形で記載もある。どういうやり方が一番いいのか。若い人たちにどのように訴えていくのがいいのか。言葉では「SNSを活用して」と載っているが、具体的にどうなのか。みどりの関係の情報というのは、LINE、Xに一応区のほうでは載せてはいるが、まとまった形で見ることができない。その都度の情報しか発信できていない。トータル的にはどのように訴えていくか我々としても課題であるし、今後推進会議、あるいはリニューアルした部会の中で検討できればと思っている。今後ともよろしくお願いしたい。

委員長

そろそろ終了の時間である。よろしいか。事務局から後ほど話があると思うが、後日意見書をお送りいただきたい。

皆様のご意見をお聞きになられて、柳井先生から願います。

副委員長

熱心な議論をされて、それをくみ取りつつ、素案には赤字がすごく入っていて、なかなかここまで 1 つ 1 つバージョンアップをしていくというのは難しいことだし、あまり見られないことだと思う。逆に言うと、その分、情勢が変わってきたということや、あるいは部会をはじめとする活動の中で実際のリアルなご意見をいただけているのかなと思った。

今日の話の関係で言うと、素案の 81 ページにも関わってくるが、自然共生サイトを環境省がやっていて、ここに今日話したような ESG 投資とか OECM みたいな話を書いてあるのだが、国交省がこれからやろうとしている「TSUNAG」であったり、民間の認証である「SEGES」であったり、「ABINC」というのも重要なことである。実は審査はすごく厳しい。そこで認定された緑地があるということはものすごく江東区においては資産になる。そのぐらい重要なことなので、区の公園はたくさん作れない中で、どうやってきちんと確保された質の高いみどりを作っていこうかと考えたときに、民間企業と一緒にできることをやっていくし、そこをサポートしていくことを打ち出していいただければと思う。81 ページにもう少し具体的に入れていただいてもいいのではないかな。

清水さんの研究所も、すごく評価されている。フジクラは「SEGES」、自然共生サイトとか、両方取っている。

千代田区の生物多様性地域戦略を見ると、きちんと認定を受けた企業の緑地は書き込まれている。全体のプランの総括図に入っている。そういう時代になるのだろうと思っている。委員からご発言があったように、地域資源が GIS データで落ちていないか、オープンデータになっていないかということも当然重要になってくる。

企業としては、自分の企業のためだけではなく、地域とか地域の環境に貢献しているということがこれからの企業の価値に直接つながってくるし、それが投資につながる世の中になってきているわけである。そういうことを後押しできるようなことをしなければいけない。「TSUNAG」の国の認証制度のときも議論したが、そういった民間の立場に立ったときにきちんとした行政計画がないと地域に貢献していると言えなくなるので、きちんとした行政計画、みどりや生物多様性の計画をしっかりと作っていないと、むしろそこで差が出てしまうようなことが起きては困るという話がある。今立てている計画そのものを、さきほど運用でと委員がご発言されたが、そういうところで改善できるのではないかなと思う。市民活動への情報提供とか普及ということで言えば、情報を見に行くのではなく、流れてくる情報の中から自分に必要な情報を取り出すというのが今の人たちである。我々のころは探したい情報があるとホームページを見に行くというやり方であったが、今は流れてきて、その中で自分に必要な情報を取り出して、あとは全部捨ててしまう。そこを考慮したやり方を考える必要があると思う。

活動の高齢化という話があった。次世代を担ってくださる方々と連携していくということがあると思うが、もう 1 つ、他分野の方と連携できないかということも最近考えている。みどりというのはいいところがあって、学校教育とか子どもたちの学びとつながったり、

廃棄物や資源循環とつながったり、高齢者の問題につながったり、みどりをベースにして他分野の方とつながれるチャンスというのをみどりはすごくたくさん持っていると思う。今日は複数課題の同時解決という言い方をしたが、それがみどりのいいところだと思う。あとはすそ野を広げる。みどりのことを知らなかったけれど、みどりをきっかけにアートをやっている人がみどりのよさに気づくとか、みどりをきっかけに高齢者福祉の関係をやっている人が入ってくれるとか、みどりの中だけで考えるのではなく、他分野とのつながりというのも考えられないか。みどりの基本計画のどこかに書いてあるかもしれないが、そういうことが重要なのだらうと思った。

昔、校庭のビオトープを委員長と一緒に研究した。校庭に巨樹があると子どもたちにどんな影響があるか。イギリスでは、アウトドアクラスルームという言葉があるぐらい、教室の環境と同じぐらい校庭の環境が重要だということが常識的な話になっている。校庭の芝生も、日本はどちらかというと埃が立たないとかサッカーができるからというニュアンスであるが、イギリスを見にいくと、芝生なのだが、わざと一部分が刈り残されていて、そこに行くと子どもたちがこの中に虫が逃げ込んだということを伝えたり、実のなるリングゴの木が植えてあったりする。校庭の環境というのは、いろいろな行事をやらなければいけないとか、スポーツや体育をやらなければいけないとかいろいろあると思うが、アウトドアクラスルームという言葉があるぐらい大事にしているので、次世代ということや最近話題になっている非認知能力も考えられるといいかなと思った。

委員長

学校にいろいろ期待してしまうのだが、支援組織が大事だと思う。先生方が大変なのはよくわかっている。働き方改革もあるので、支援組織がきちんとないと先生たちも大変だと思う。民間に何か求めることの話が今日は多かったが、学校だけでなく、ほかの公共公益施設の緑化もぜひ頑張っていたきたい。

それには、先ほど「TSUNAG」と副委員長はおっしゃったが、つなぎ方もいろいろある。行政のほうは都とか国とか周辺区、市内、民間とのつなぐもある。つなぐはいろいろな形態があるので、それもよくお考えいただきたい。

最後に、社会通念上これは持続的に守られるみどりだと思っていたものが、最近そうでもなくなってしまった。社寺林は守られていることが前提になっていた。最近、社寺林が結構切られてマンションが建ってしまったりする。経営が大変だそうである。明治神宮がいい例である。ある神社の宮司さんに、特別緑地保全地区という制度があるので、それをかけてはどうかお話しした。明治神宮、名古屋の熱田神宮は特別緑地保全地区をかけている。神社仏閣は税制上優遇されているが、みどりを守るときには、行政の支援が必要になるだろうし、特別緑地保全地区を別の公共系のところが一時購入する。それで基礎自治体は何十年かけて返す。特別緑地保全地区は買い取り請求権が発生する。国も今回改正都市緑地法の中にそういうことを盛り込んでいる。先ほど副委員長はざっくりの話であったが、

その辺を一部おっしゃりたかったのかなという気がする。

前回「ブレイクスルー」、社会通念上は 1 回やめようと言ったのだが、逆に社会通念上、意外なことが 3 件続いた。そういうことが起きてくる時代だと思う。役所のほうもそういうことを前提に、そうなったときの対策、リスクマネジメントはやっておいたほうがいいのかという気がする。ぜひご検討いただきたい。今まで当然これは大丈夫だと思っていたものが、そうでもないということがあるので気をつけてほしい。

事務局からは、今回は新規事業をあえて入れていないという話があったが、新規事業に関わるご質問、ご意見も出た。今度は「案」になる段階に進むと思うが、十分皆様のご意見を反映させていただければ幸いである。

議題（２）その他

委員長

議題（２）その他であるが、委員からその他についてご発言はあるか。よろしいか。
では、事務局からその他についてお願いします。

事務局

机上に意見等回答様式を配付している。本日ご発言できなかった意見等があればご記入いただき、11 月 22 日（金）までに事務局にお送りいただきたい。

本日急遽、政策経営部長が出席できなくなったことをお詫びする。

次回は 1 月 29 日（水）を予定している。よろしくお願いします。事務局からは以上である。

閉会

委員長

以上で委員会を終了する。ありがとうございました。

以上